

公立大学法人下関市立大学教育研究審議会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 2 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 29 号
令和 2 年 4 月 9 日規程第 30 号
令和 3 年 3 月 23 日規程第 24 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号
令和 6 年 2 月 28 日規程第 7 号
令和 7 年 2 月 26 日規程第 3 号
令和 8 年 3 月 26 日規程第 7 号
令和 8 年 7 月 29 日規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 23 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、定款第 26 条に掲げる事項を審議する。

(構成)

第 3 条 審議会は、定款第 23 条第 2 項に掲げる委員をもって構成する。

2 定款第 23 条第 2 項第 3 号に規定する教育研究上の重要な組織の長は、次に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 研究機構長
- (3) 教育・学生支援機構長
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 専攻科長
- (7) 教養教職機構長
- (8) 図書館長
- (9) リカレント教育センター長
- (10) U R A 室長
- (11) 大学発ベンチャー推進支援室長
- (12) 国際交流センター長
- (13) 相談支援センター長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、定款第 24 条の規定による。

(議長)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）の議長は、定款第 25 条第 2 項の規定

により学長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。
(議事)

第6条 審議会は、定款第25条第1項の規定により、学長が招集する。

- 2 会議を開催する暇がない等、学長が特に必要と認める場合には、持ち回り審議することによって会議を開かずに審議することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第29号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月9日規程第30号)

この規程は、令和2年4月9日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日規程第24号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日規程第7号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月26日規程第3号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日規程第7号) 抄

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年7月29日規程第14号)

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。